

2016年12月21日 全9頁

税制改正大綱—役員給与の見直し

中長期の業績に連動するパフォーマンスシェアを税制上手当て

金融調査部 主任研究員
金本悠希

[要約]

- 12月8日、与党が税制改正大綱を公表した。法人課税に関して、役員給与の見直しが盛り込まれている。役員給与に関する税制は、損金算入が認められる給与を、原則として定期同額給与・事前確定届出給与・利益連動給与に限るというものである。
- 大綱は、利益連動給与に認められる連動指標を拡大している。現行制度では、「当該事業年度」の「利益」に関する指標に限られているが、大綱では、「株価」や「売上高」に関する一定の指標が追加され、「当該事業年度後の事業年度又は将来の所定の時点若しくは期間の指標」も認めるとされている。また、利益連動給与として、中長期の業績に連動して交付される「株式」も認められ、いわゆるパフォーマンスシェアについて税制上の手当てがなされている。
- 新株予約権による給与に関して、現行制度では不相当に高額な部分を除き損金算入が認められるが、大綱は、損金算入が認められるものを、事前確定届出給与又は利益連動給与の損金算入要件を満たすものに限定している。
- 譲渡制限付株式に関しては、現行制度では自社又は完全親会社の株式に限られているが、大綱では、それ以外の会社の株式も追加されている。また、非居住者に交付した場合、現行制度では会社側は損金算入が認められないが、大綱ではこれを認めることとされている。
- 改正の適用時期は、新株予約権・譲渡制限付株式等については、平成29年10月1日以後に支給・交付決議をする給与について適用され、それ以外の部分については、平成29年4月1日以後に支給・交付決議をする給与について適用される。

1. はじめに

2016年12月8日、自由民主党・公明党が平成29年度税制改正大綱（以下、「大綱」）を公表した。法人課税の「コーポレートガバナンス改革・事業再編の環境整備」の中に、役員給与の見直しが盛り込まれた。

大綱を受け、役員給与の見直しは平成29年度税制改正に盛り込まれる予定である。本稿では、現行の役員給与に関する課税について確認した上で、大綱の見直し内容について解説する。

2. 現行制度の概要

法人税法は、適正な課税を行うため、損金算入できる役員給与を以下の一定のものに限定している（法人税法（以下、「法法」という）第34条第1項）。

定期同額給与	支給時期が一定期間ごとの給与で、各支給時期の支給額が同額であるもの
事前確定届出給与	所定の時期に確定額を支給する給与で、税務署に届出をしているもの
利益連動給与	当該事業年度の利益の状況を示す指標を基礎に算定される給与

ただし、以下のいずれかに該当する給与の場合、損金算入が認められる給与を上記の給与に限定するという制限は課されず、不相当に高額な部分を除き、損金算入が認められる（法法第34条第1項・第3項）。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ①退職給与 ②役務の提供の対価として交付する新株予約権による給与 ③①②以外で、使用人としての職務を有する役員に対して支給する、当該職務に対するもの |
|--|

図表1 損金算入が認められる役員給与

役員給与の種類	損金算入が認められるもの
<ul style="list-style-type: none"> ①退職給与 ②役務の提供の対価として交付する新株予約権による給与 ③①②以外で、使用人としての職務を有する役員に対して支給する、当該職務に対するもの 	不相当に高額な部分以外
上記以外の役員給与	定期同額給与・事前確定届出給与・利益連動給与に該当するもの

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

3. 税制改正大綱による見直し

(1) 定期同額給与

現行制度では、損金算入が認められる「定期同額給与」は、以下①②両方の条件を満たす給与とされている（法第34条第1項第1号、法人税法施行令（以下、「法令」という）第69条第1項第1号）。

- ①支給時期が一定の期間（※1）ごとであること
- ②当該事業年度の各支給時期における支給額が同額であるものその他これに準ずるもの（※2）

（※1）1カ月以下。

（※2）給与改定がされた場合における一定の給与。

大綱では、定期同額給与の範囲に、「税及び社会保険料の源泉徴収等の後の金額が同額である定期給与」を追加するとされている。

(2) 事前確定届出給与

現行制度では、損金算入が認められる「事前確定届出給与」は、以下①②両方の条件を満たす給与とされている（法第34条第1項第2号、法令第69条第2項）。

- ①役員の職務につき所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給するもの（※1）であること
- ②以下の給与を除き、税務署に届出をしていること
 - （ア）定期給与を支給しない役員に対して支給する給与（※2）
 - （イ）一定の特定譲渡制限付株式（※3）

（※1）定期同額給与及び利益連動給与を除く。

（※2）同族会社（3. (3) (ア)の枠組みの（※1）参照）に該当しない内国法人が支給するものに限る。

（※3）役員の職務執行の開始日から1カ月以内に、株主総会等で「当該決議の日から1カ月以内に、その役員の金銭報酬債権の額に相当する特定譲渡制限付株式を交付する旨の定め」を行う旨の決議がなされることが必要。

大綱では、事前確定届出給与について、以下を追加し、さらに下記②に関しては、一定の新株予約権による給与についての事前確定の届出を不要とするとされている。

- ①所定の時期に確定した数の株式（※1）を交付する給与
- ②所定の時期に確定した数の新株予約権（※2）を交付する給与

（※1）市場価格のある株式で、役務の提供を受ける法人又はその法人の発行済み株式の50%超を直接もしくは間接に保有する法人が発行したものに限り。

（※2）市場価格のある株式の取得の基因となるもので、役務の提供を受ける法人又はその法人の発行済み株式の50%超を直接もしくは間接に保有する法人が発行したものに限り。

また、現行制度では前述の通り、一定の特定譲渡制限付株式は「事前確定届出給与」と認められている（ただし、届出は不要）。この点に関して、大綱では「利益その他の指標を基礎として譲渡制限が解除される数が算定される譲渡制限付株式による給与」を事前確定届出給与の対

象から除外するとされている。この事前確定届出給与から除外される譲渡制限付株式は、譲渡制限が解除される株式数を業績目標の達成度合いによって変動させることにより、いわゆる「パフォーマンスシェア」（中長期的な業績目標の達成度合いによって交付される株式による報酬）を実現するものである。しかし、後述のように、大綱は、交付数が業績に連動する株式を利益連動給与に追加し、いわば正面からパフォーマンスシェアについて税制上の手当てを行っているため、上記のパフォーマンスシェア型の譲渡制限付株式が事前確定届出給与から除外されたと考えられる（後述 3. (3) (イ) (B) 参照）。

(3) 利益連動給与

(ア) 現行制度

現行制度では、損金算入が認められる「利益連動給与」は以下の全ての条件を満たす給与とされている（法第 34 条第 1 項第 3 号、法令第 69 条第 7 項～第 12 項、法人税法施行規則第 22 条の 3 第 3 項）。

- ①同族会社（※1）に該当しない内国法人が、業務執行役員（※2）に対して支給する給与であること
- ②当該業務執行役員以外の全ての業務執行役員（※2）に対して、③～⑤を満たす利益連動給与を支給するものであること
- ③算定方法が、**当該事業年度の利益の状況を示す一定の指標**（後述）を基礎とした客観的なもので、以下を満たすものであること
 - （ア）確定額を限度としており、かつ、当該業務執行役員以外の業務執行役員に対して支給する利益連動給与に係る算定方法と同様のものであること
 - （イ）当該事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から 3 カ月を経過する日までに、報酬委員会（※3）が決定していること、その他これに準ずる適正な手続き（※4）を経ていること
 - （ウ）その内容が、上記の決定又は手続きの終了の日以後遅滞なく、一定の方法（※5）で開示されていること
- ④（利益連動給与が）利益の状況を示す指標の数値確定後 1 カ月以内に支払われ、又は支払われる見込みであること
- ⑤損金経理をしていること

（※1）会社の株主等の 3 人以下ならびにこれらと特殊の関係のある個人及び法人（株主等の親族・事実婚関係にある者・使用人、株主等から受ける金銭等で生計を維持している者等、株主等が支配している他の会社等）が、発行済株式の 50% 超を有する等の条件を満たす会社。

（※2）利益連動給与の算定方法の決定又は手続きの終了の日において、代表取締役・業務を執行する取締役、執行役、及びこれらに準ずる役員である者。なお、取締役のうち業務を執行する取締役として選定されていない者、社外取締役、監査役及び会計参与は含まれない（法人税法基本通達 9-2-17）。

（※3）業務執行役員等（業務執行役員の親族・事実婚関係にある者・使用人、業務執行役員から受ける金銭等で生計を維持している者等を含む）が委員になっているものを除く。

（※4）株主総会の決議、報酬諮問委員会への諮問等を経た取締役会決議、監査役会設置会社の場合の取締役会決議（監査役の過半数が適正と認める場合に限る）、監査等委員会設置会社である場合の取締役会決議（監査等委員である取締役の過半数が賛成している場合に限る）、これらに準ずる手続き。

（※5）有価証券報告書・半期報告書・四半期報告書・臨時報告書への記載、金融商品取引所における適時開示。

前ページ枠囲みの③の利益の状況を示す一定の指標には、以下のものが含まれる（法第 34 条第 1 項第 3 号、法令第 69 条第 8 項、法人税法基本通達 9-2-17 の 2、9-2-17 の 3）。

図表 2 利益連動給与の連動対象指標と具体例

	連動対象指標（※1）	具体例（※2）
①	利益の額	営業利益、経常利益、税引前当期純利益、当期純利益
②	利益の額に、減価償却費・支払利息等の費用の額を加算し、または受取利息等の収益の額を減算して得た額	EBITDA（利払・税引・減価償却前当期利益）
③	①または②の指標を発行済株式数（※3）で割った額、または同指標が以下の金額に占める割合 ◇売上高等の収益の額 ◇支払利息等の費用の額 ◇総資産の帳簿価額 ◇自己資本（※4）の帳簿価額	EPS（1株当たり当期純利益）、売上高営業利益率、ROA（総資産利益率）、ROE（自己資本利益率）
④	確定値に対する増加額または比率	当期利益（前期比）、当期利益率（計画比）、営業利益率（前期他社比）、営業利益率（当期他社比）
⑤	①～④の指標に準ずる指標	EBIT（利払・税引前当期利益）、ROCE（使用資本利益率）、ROIC（投下資本利益率）、部門別営業利益

（※1）自社の有価証券報告書に記載されるものに限る。また、②～⑤は、利益に関する指標に限られ、売上、株価、配当及びキャッシュ・フローは該当しない。

（※2）経済産業省「『攻めの経営』を促す役員報酬～新たな株式報酬（いわゆる『リストラクテッド・ストック』）の導入等の手引～」（平成 28 年 6 月 3 日時点版）の第 2 Q1 参照。また、「手引」では、上記の他「利益に一定の調整を加えた『修正 ROE』、『標準化 EBITDA』や『潜在株式調整後 EPS』なども対象に含まれます」とされている。

（※3）自己株式を除く。

（※4）総資産の帳簿価額から総負債（新株予約権に係る義務を含む）の帳簿価額を控除した金額。

（出所）経済産業省「『攻めの経営』を促す役員報酬～新たな株式報酬（いわゆる『リストラクテッド・ストック』）の導入等の手引～」（平成 28 年 6 月 3 日時点版）等より大和総研金融調査部制度調査課作成

（イ）大綱による見直し

（A）中長期の業績連動指標の追加

前述のように、現行制度では、算定指標は「利益の状況を示す指標」（図表 2 参照）に限られている。大綱では、算定指標の範囲に、以下の指標を追加するとされており、この見直しにより、株価や売上高に連動するものも認められることとなる。なお、利益の状況を示す指標及び以下の追加指標を「業績連動指標」と呼ぶこととされている。

①株式の市場価格の状況を示す指標

②売上高の状況を示す指標（利益の状況を示す指標又は株式の市場価格の状況を示す指標と同時に用いられるものに限る）

また、現行制度では、算定指標は「当該事業年度」の利益の状況を示す指標とされている。大綱では、「当該事業年度後の事業年度又は将来の所定の時点若しくは期間の指標」を用いるこ

とができることとしており、中長期の業績に連動する指標も認められることとなる。

なお、上記の見直しに伴い、損金経理要件について所要の見直しを行うとされている。

(B) 「パフォーマンスシェア」の追加（税制上の手当）

現行制度では、利益連動給与を含め、「給与」には「債務の免除による利益その他の経済的な利益を含む」（法第 34 条第 4 項）とされているが、株式が含まれるかは明確には規定されていない。この点について、大綱は、利益連動給与の対象に以下の①②両方の条件を満たすものを追加するとし、パフォーマンスシェアについて税制上の手当がなされたと言える。

- ①以下の数の**株式**（※1）を交付すること
 ー業績連動指標（※2）を基礎として算定される数
- ②確定した数を限度とすること

（※1）市場価格のある株式に限る。

（※2）利益の状況を示す指標、株式の市場価格の状況を示す指標、又は売上高の状況を示す指標（利益の状況を示す指標又は株式の市場価格の状況を示す指標と同時に用いられるものに限る）。なお、いずれも当該事業年度後の事業年度又は将来の所定の時点若しくは期間の指標を用いることができる。

現行制度の下でも、譲渡制限付株式について、譲渡制限が解除される株式数を業績目標の達成度合いによって変動させることにより、パフォーマンスシェアと同様の仕組みを設けることは可能である。しかし、前述のように、大綱はこのタイプの譲渡制限付株式を事前確定届出給与から除外するとしている。

なお、パフォーマンスシェアを実際に発行する際には、別途、会社法上の手続きに留意する必要がある¹。

(C) 一定の同族会社の支給給与の追加

現行制度では、前述のように、「同族会社に該当しない」内国法人が支給するものに限られており、例えば上場会社の完全子会社は同族会社の定義（3. (3) (ア)の枠組みの（※1）参照）に該当するため、利益連動給与の支給は認められない。

この点について、大綱は、利益連動給与に、「同族会社のうち非同族法人との間に完全支配関係がある法人の支給する給与」を対象に追加するとしており、先ほどの例は利益連動給与の支給が認められることとなる。なお、次ページの①②両方の手続きを満たす必要があるとしている。

¹ 経済産業省に設けられた「コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会」が平成 27 年 7 月 24 日に公表した報告書（別紙 3 法的論点に関する解釈指針）

（<http://www.meti.go.jp/press/2015/07/20150724004/20150724004.html>）において、パフォーマンスシェアの発行方法が検討されている。会社が役員に株式を交付する場合、会社に対する労務の提供を出資の目的とすること（労務出資）が認められるか、会社法上明らかではないという問題がある。そのため、同報告書は、役員に業績等に連動した金銭報酬債権を付与し、業績等の連動期間として定めた一定期間経過後、当該金銭報酬債権を現物出資財産として払い込み、役員に対して株式を発行するという方法等を提示し、株式報酬として役員に株式を交付するための手続きを明確化している。

- ①算定方法について、以下の（ア）（イ）両方の手続きを行うこと
- （ア）非同族法人の報酬委員会における決定等の手続きを経ること
- （イ）非同族法人の株主総会又は取締役会において決議すること
- ②非同族法人の有価証券報告書等で開示されていること

(D) 新株予約権による給与の見直し

前述のように、現行制度では、原則、内国法人が役員に支給する給与のうち損金算入が認められるのは定期同額給与・事前確定届出給与・利益連動給与に該当する場合に限られている。しかし、役務の提供の対価として交付する新株予約権による給与の場合は、（定期同額給与・事前確定届出給与・利益連動給与に該当しない場合でも）不相当に高額な部分を除き、損金算入が認められる（法第34条第3項）。

この点について、大綱では、以下の給与は全額を損金不算入とするとされている。これにより、新株予約権による給与のうち損金算入が認められるのは、事前確定届出給与又は利益連動給与の損金算入要件を満たすものに限られることとなる。

新株予約権（※）による給与で事前確定届出給与又は利益連動給与の損金算入要件を満たさないもの

（※）行使した場合、市場価格のある株式が交付されるものに限る。

これにあわせて、大綱では、利益連動給与の対象に以下のものを追加としている。

- ①業績連動指標を基礎として算定される数の新株予約権（※）を交付する給与で確定した数を限度とするもの
- ②業績連動指標を基礎として行使できる数が算定される新株予約権（※）による給与

（※）行使した場合、市場価格のある株式が交付されるものに限る。

(E) 退職給与の見直し

前述のように、現行制度では、退職給与の場合、（定期同額給与・事前確定届出給与・利益連動給与に該当しない場合でも）不相当に高額な部分を除き、損金算入が認められる（法第34条第3項）。

この点について、大綱では、以下の給与は全額を損金不算入とするとされている。これにより、利益等に連動する退職給与のうち損金算入が認められるのは、利益連動給与の損金算入要件を満たすものに限られることとなる。

退職給与で利益その他の指標（※）を基礎として算定されるもののうち利益連動給与の損金算入要件を満たさないもの

（※）勤務期間及び既に支給した給与を除く。

(4) 譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例

(ア) 現行制度

役員等が役務提供の対価として「特定譲渡制限付株式」を交付された場合、交付された者に対する所得税の課税時期、及びその者から役務の提供を受けた会社が費用²を損金算入できる時期が、(交付した日ではなく)「譲渡制限が解除された日」まで繰り延べられる(所得税法施行令(以下、「所令」という)第84条第1項、所得税法基本通達23~35共-5の3、法第54条第1項)。

この特定譲渡制限付株式は、以下の条件を満たす株式である(法第54条第1項、法令第111条の2第1項~第3項)。

- ①役員等から役務提供を受ける会社、又はその完全親会社(※1)の株式(※2)であること
- ②一定期間の譲渡制限(※3)が設けられていること
- ③会社が株式を没収(無償取得)する事由として、勤務条件が達成されないこと(※4)、又は業績条件が達成されないこと(※5)が定められていること
- ④役務提供の対価として役員等に生ずる債権の給付と引き換えに交付されること(※6)

(※1) 株式の交付直前から譲渡制限期間終了の時まで、完全親子会社の関係が継続することが見込まれていることが必要。

(※2) (株式以外の形態の)出資も認められる。

(※3) 担保権の設定その他の処分に関する制限を含む。

(※4) 株式の交付を受けた役員等が所定の期間勤務を継続しないこと、若しくは役員等の勤務実績が良好でないこと、その他の勤務の状況に基づく事由。

(※5) 会社の業績があらかじめ定めた基準に達しないこと、その他の会社の業績その他の指標の状況に基づく事由。

(※6) その他、役員等に給付されることに伴って、役務提供の対価として役員等に生ずる債権が消滅すること。

(イ) 大綱による見直し

前述の通り、現行制度では、特定譲渡制限付株式は、役務提供を受ける会社又はその完全親会社の株式に限られている。この点について、大綱では、「役務の提供を受けた法人以外の法人が交付するもの」を対象に加えるとされている。

また、現行制度では、役務提供の対価として特定譲渡制限付株式を非居住者に付与しても、会社は費用を損金算入できない。この点について、大綱では、非居住者に付与する場合にも損金算入を認める趣旨の見直しを行うとしている³。

² 特定譲渡制限付株式を交付される対価として出資した金銭報酬債権の金額。

³ 特定譲渡制限付株式を交付した会社は、「交付された者に給与所得等が生じた日」において役務の提供を受けたものとして、費用を損金算入できる(法第54条第1項)。しかし、非居住者の場合、その者には給与所得等は生じないため、費用を損金算入できる場合として認められない。この点について、大綱では「非居住者に対して交付された場合には、その者が居住者であったとした場合に給与所得等が生ずることが確定した日において役務の提供を受けたこととする」見直しを行うとされている。また、大綱は、特定譲渡制限付株式を対価とする費用を損金算入する時期を、原則として「譲渡制限が解除されることが確定した日(現行:譲渡制限が解除された日)の属する事業年度」としているが、この見直しは非居住者に交付する場合の損金算入時期を明確化するものと考えられる。

(5) 新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例

(ア) 現行制度

役員等が、役務提供の対価として一定の新株予約権（ストック・オプション）を交付された場合、交付された者に対する所得税の課税時期、及びその者から役務の提供を受けた会社が費用を損金算入できる時期が、原則として、（交付した日ではなく）新株予約権の権利行使日まで繰り延べられる（所令第84条第2項第4号、法第54条の2第1項）⁴。

(イ) 大綱による見直し

現行制度では、役務提供の対価として交付する新株予約権は、役務提供を受ける会社の株式に限られている。この点について、大綱では、「役務の提供を受けた法人以外の法人が交付するもの」を対象に加えるとされている。

また、現行制度では、役務提供の対価として一定の新株予約権（ストックオプション）を非居住者に付与しても、会社は費用を損金算入できない。この点について、大綱では、特定譲渡制限付株式と同様、非居住者に付与する場合にも損金算入を認める趣旨の見直しを行うとしている。

(6) 適用時期

大綱では、上記の改正の適用時期は以下のようにされている。

- ①退職給与、譲渡制限付株式、新株予約権に係る部分
- 平成29年10月1日以後に支給又は交付に係る決議（※）をする給与について適用
- ②①以外の部分
- 平成29年4月1日以後に支給又は交付に係る決議（※）をする給与について適用

（※）決議がない場合には、その支給又は交付。

（以上）

⁴ ただし、一定の条件を満たす税制適格ストック・オプションの場合、役員等に対する課税は、権利行使して取得した株式を売却した時点まで繰り延べられる一方、新株予約権を交付した会社は費用の損金算入が認められない。なお、ストック・オプション含め株式報酬の課税について、金本悠希「各種株式報酬のインセンティブ等の比較」（2016年11月21日付大和総研レポート）

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20161121_011424.html 参照。